



みんなで育てよう!

連載第3号

市民基本条例

平成24年4月1日から対馬市市民基本条例がスタートしました。

この条例の内容を皆さんに知っていただくため、第1号では市民について、第2号では議会・市役所の責務と役割、皆で協力して行っていくことについて説明しました。連載3回目の今回は、皆でまちづくりをしやすい環境をつくるために「行政が取り組むことⅠ」として、市役所が行う市政運営についてご紹介します。

対馬市市民基本条例が定める市政運営には、大きく分けて「努力規定(解説①)」と「義務」があります。



努力規定	課題の早期解決や市民サービスの維持・向上のため、効率的で効果的な市政の運営	
義務	(1) 柔軟で機動性のある組織体制の整備	… 適正で効果的な市政運営のため
	(2) 総合計画の策定	… 総合的・計画的な市政運営のため
	(3) 財政計画の策定とその公表	… 対馬市の財政の健全化を確保するため
	(4) 行政評価(解説②)の実施・公表や既存の事業への反映	… 市民の皆さんの視点に立った成果重視の行政へ転換していくため
	(5) 行財政改革の実施・計画の策定	… 最小の経費で最大の市民サービスを図るため
	(6) 対馬市がもつ個人情報(解説③)の適正管理	… 個人情報の適正な取扱いと個人の権利利益を保護するため
	(7) 処分・行政指導・届出に関する手続きの明確化	… 公正の確保・透明性の向上を図るため
	(8) 災害などの緊急事態に備えた危機管理体制の整備	… 災害対策の総合的・計画的な推進と対策本部の設置を図るため

この中で、『個人情報の適正管理』については、市役所だけでなく議会も取り組むべきこととして定めています。

また、『危機管理体制の整備』については、対馬市市民基本条例の策定委員会の中で出た意見を参考にしてできた条文です。まちづくりについての条例ではめずらしい項目であり、対馬市独自のものです。

今回ご説明した市政運営は、対馬市市民基本条例第4章に定められています。ご不明な点は、下記へお尋ねください。

【解説】

- ①努力規定…違反しても罰則など法的制裁を受けることはないが、取り組む義務のこと
例)「～するよう努めなければならない」
- ②行政評価…行政が実施している政策、施策又は事務事業について、成果の目安等を用いて有効性・効率性及び必要性を評価すること
- ③個人情報…個人に関する情報であって、この情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものこと

○次回は、[行政が取り組むことⅡ(情報共有・参画・協働など)]について紹介します。

問い合わせ 地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ ☎0920(53)6111